

令和元年

8月号

濱田会計事務所通信

令和元年8月1日発行 Vol.24

今年も暑い季節となりました。

毎年平均気温もどんどん高くなっており、このままいくと20年後にはどれほど暑い日々が続くのか心配になってきます。

先日久しぶりに租税教育の講師として姫路市内の公立中学校に講師に行きましたが、その中学校でも今年度中に全教室にエアコンが配備されるとの事でした。

少し暑い教室で窓を開けて、多少汗をかきながら授業をするのもノスタルジックでよいのですが、毎日授業をしている人からするとさすがにそうも言っていないですね。



<税務/会計トピックス>

令和元年10月からは「区分記載請求書等保存方式」に

令和元年10月の消費増税と軽減税率の導入にともない、請求書や帳簿や領収書などの記載・保存方法が「区分記載請求書等保存方式」に変わります。

区分記載請求書方式に変わると現行の請求書等に一定の事項を追加で記載して保存する必要があります。

現行の請求書等の記載事項

- ①発行者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④対価の額
- ⑤受領者の氏名または名称

区分請求書方式で追加する記載事項

- ⑥軽減税率の対象品目である旨
(「※」印等をつけることにより明記)
- ⑦税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

新たに追加された2項目の記載がない請求書を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて請求書に追記することができます。

「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
◎年□月分	21,800円(税込)
□月1日 牛肉 2kg	※ 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)
△△(株)	
※は軽減税率対象であることを示します。	

国税庁 HP より



<相続・贈与のお話>

## 遺言書を作成する際に注意する遺留分とは？

遺留分とは、相続が発生したときに相続人の権利を守ろうという趣旨のものです。

例えば遺言書で「全財産を〇〇に相続させる」というように書かれていた場合、〇〇さん以外の相続人は遺産を相続することができません。このままでは他の相続人の遺産を相続できるという期待を裏切ってしまう事になりますので、法律では一定の相続人に最低限度の遺産取得分である遺留分を認めています。

相続人が配偶者と子の場合はそれぞれ4分の1ずつ、配偶者と両親の場合は配偶者が3分の1、両親が6分の1等と相続人の組み合わせごとに決まっています。兄弟姉妹には遺留分はありません。

(遺留分請求の例)

夫の遺産が1,000万円、相続人が妻と子2人、全財産を弟にあげると遺言書を残していた場合  
 妻の遺留分 1,000万円の4分の1=250万円  
 子の遺留分 1,000万円の4分の1÷2人=1人125万円

遺留分を侵害している内容の遺言書は作れないのかというと、そうではありません。「全財産を〇〇に相続させる」のような遺言書もちろん有効です。あくまでも遺留分を侵害された相続人が、遺産を相続した人に請求して初めて遺留分の問題になります。つまり遺留分を侵害されたとしても、黙っていても貰える訳ではないということです。放っておくと時効により消滅してしまうので注意が必要です。相続開始及び自分の遺留分が侵害されていることを知った日から1年、あるいはそれを知らなくても相続開始の日から10年経つと請求できなくなってしまいます。



遺言書とは相続の時に争いが起きないようにするためのものでもあります。遺留分を考慮していなかったために争いに発展してしまつては元も子もありません。遺言書を作ろうと思っている方は、遺留分のことも考えて内容を考える事を是非お勧め致します。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

### 「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

**令和元年 8月10日(土)~令和元年 8月15日(木)**

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

